# 「空き家改修費助成制度」 最大60万円!



小城市空き家バンクに登録された空き家(一戸建て住宅)の改修工事及び不用物の撤去などを行う方に対して、改修費 を補助します。また、定住促進住宅取得奨励金との併用で最大140万円の支援を受けることができます。

### 対象となる方

- ・入居者が決定している空き家の持ち主の方 ・空き家を購入又は借りた方
  - ※ 5年以上住むことを前提に、小城市の住民基本台帳に登録され、市内に生活の実態がある方が対象です。 この他にも要件がございます。

## 対象となる空き家

空き家バンクに登録された空き家のうち、適切に管理されている一戸建て住宅

※ 一戸建て住宅は、専用住宅又は併用住宅(居住部分に限る。)です。

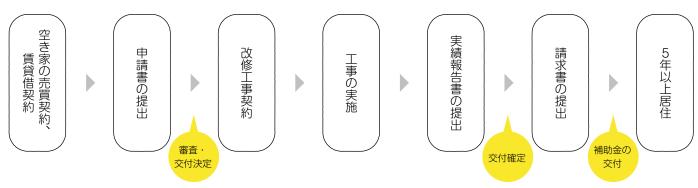
#### 補助金の額

空き家の改修工事	補助対象経費の1/2	限度額50万円
不要物の撤去及び処分	補助対象経費の1/2	限度額10万円

※1…不要物の撤去及び処分のみでの申請はできません。 ※2…それぞれの補助は一戸につき1回限りです。

補助金の申請は、空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結した日から6か月以内に、改修工事等に着手する前までに小城 市役所まちづくり推進課へ申請してください。

#### 補助金交付の流れ





#### 小城市空き店舗対策事業

市が定める区域内の空き店舗や空き家を活 用して新規出店するときに、最大100万円を 補助します。

詳しいお問い合わせは

小城商工会議所 0952-73-4111 牛津芦刈商工会 0952-66-0222